

## 貯蓄預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ、または払戻しができます。

### 2. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、給与、年金、配当金、および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 3. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

### 4. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 5. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。

この預金には、本規定のほか、「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」をご参照下さい。

以 上